

自由民主党 森山 裕 様
公明党 大口 善徳 様

昨日の与党の回答は、国権の最高機関である国会の国政調査権の蹂躪という事の重大性をまったく理解しないものである。国会が政府行政に対する監視機能を果たすことによって、三権分立の民主政治は成り立っており、国会の国政調査権はそのための不可欠の権限である。

いま問題となっているのは、森友学園への国有地処分に関する決裁文書が「改ざん」された上で国会に提出されたという疑惑である。公文書を「改ざん」して国会提出していたとすれば、それは国会の国政調査権を蹂躪し、国会と行政の信頼関係を根底から突き崩すものである。

この事態の重大性を理解するなら、「検察の捜査」を理由に決裁文書などの資料提出・開示を拒否することは許されない。

国会は、速やかに国政調査権を行使し、議院証言法 1 条及び国会法 104 条に基づき、財務省の決裁文書原本の提出を求め、改ざんの有無とその経過、内容を明らかにしなければならない。捜査中の事案について、刑事訴訟法 47 条の「公益上の必要」の規定にもとづき、国会に提出・開示された前例は少なからずある。

これこそ国会が国民の負託にこたえ、政治の信頼を回復する責務を果たす方法である。与党が国会の権威と信頼の回復のため、賢明な判断をするよう重ねて求めるものである。

2018 年 3 月 7 日

立憲民主党 辻元 清美
希望の党 泉 健太
民進党 平野 博文
日本共産党 穀田 恵二
自由党 玉城デニー
社会民主党 照屋 寛徳